

岩手県告示第 91 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項の規定により、介護扶助のための居宅介護、介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成 19 年 2 月 6 日

岩手県知事 増 田 寛 也

1 通所リハビリテーション

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
医療法人友愛会	盛岡市永井第 12 地割 10 番地	盛岡友愛病院	盛岡市永井第 12 地割 10 番地	平成 19 年 1 月 1 日

2 介護予防通所介護

介護予防事業者		介護予防事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
有限会社みずほ盛岡	盛岡市茶畑一丁目 1 番 5 号 グリーンビレッジ盛岡 A 棟 101	ディーサービスみずほの国	盛岡市茶畑一丁目 1 番 5 号 グリーンビレッジ盛岡 A 棟 101	平成 18 年 12 月 1 日

3 介護予防通所リハビリテーション

介護予防事業者		介護予防事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
医療法人友愛会	盛岡市永井第 12 地割 10 番地	盛岡友愛病院	盛岡市永井第 12 地割 10 番地	平成 19 年 1 月 1 日